
令和3年第3回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

令和3年9月7日(火)

1. 議事日程第2号

令和3年9月7日(火) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第71号から議案第82号、議案第84号から議案第93号、報告第9号及び報告第10号)

第2 決算特別委員会の設置について

第3 決算特別委員会委員の選任について

第4 上程議案の委員会付託

(議案第71号から議案第82号、議案第84号から議案第93号、請願1件)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第71号から議案第82号、議案第84号から議案第93号、報告第9号及び報告第10号)

日程第2 決算特別委員会の設置について

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

日程第4 上程議案の委員会付託

(議案第71号から議案第82号、議案第84号から議案第93号、請願1件)

出席議員(14名)

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	石井龍文
9 番	宿利忠明	10番	河野博文
11番	秦時雄	12番	高田修治

13番 藤本勝美

14番 大野元秀

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	清原洋一	議事庶務班主幹	秦久里子
議事庶務班主査	後藤佳子		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	宿利政和	副町長	秋吉一徳
教育長	梶原敏明	総務課長	石井信彦
基地・防災対策課長兼 政策法務課長	瀧石裕一	企画商工観光課長	衛藤正
企画商工観光課参事	藤井正盛	税務課長	穴井陸明
福祉保険課長	西村正明	子育て健康支援課長	横山芳嗣
建設水道課長	長柄義正	農林課長兼 農業委員会 事務局長	藤原八栄
人権確立・ 部落差別解消 推進課長兼 隣保館長	山本恵一郎	会計管理者兼 会計課長兼 住民課長	時枝弘法
教育政策課長兼 学校給食センター所長	長尾孝宏	教育政策課 指導企画監	佐藤貴司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 B & G 海洋 センター所長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	秋好英信	社会教育課参事	武石洋子
監査委員 事務局長	和田育男	監査委員	河野好美
総務課長補佐兼 行政班主幹	神田裕一		

午前10時00分開議

○議長（大野元秀君） おはようございます。

開会に先立ちまして申し上げます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、議場内はマスク着用としておりますので、御理解と御協力をお願いします。

傍聴される皆様に申し上げます。

議場内の入出時においては、備付けの消毒液で手や指の消毒をされ、マスク着用の上、貼り紙のある席の御利用はお控えください。

また、会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条及び第8条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されています。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

本日は、議案質疑となっております。

議案質疑に入る前に、令和2年度玖珠町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の決算審査について、代表監査委員に審査結果の報告を求めます。

代表監査委員河野好美君。

○監査委員（河野好美君） おはようございます。監査委員の河野でございます。

令和2年度玖珠町各会計決算及び水道事業会計決算の審査を河野監査委員と実施しましたので、その結果について報告いたします。

最初に、一般会計及び特別会計より報告いたします。

お配りしています令和2年度玖珠町歳入歳出決算、基金運用状況を示す書類および財政健全化の審査意見書の1ページをお開きください。

1ページから2ページにかけては、審査について、審査の対象、期間、時間、場所、方法、提出時期、内容を記載していますので、御一読をお願いいたします。

次に、3ページをお開きください。

審査の結果についてです。

令和2年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に定められた様式を備えており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、予算の執行は、その目的に沿って実施され、各般の事務事業も所期の成果を収めており、収入、支出の事務処理及び財産の管理についても適正であると認められました。

4ページの表に記載しています令和2年度の決算額であります。一般会計で収入済額119億4,687万1,861円、支出済額113億416万6,310円、特別会計の計で収入済額47億536万3,401円、支出済額46億4,322万5,096円、総額で収入済額166億5,223万5,262円、支出済額159億4,739万1,406円となっております。

次に、11ページをお開きください。

歳入についてです。

これより金額については1,000円単位で報告いたします。

一般会計では、先ほど述べましたとおり、歳入総額は119億4,687万2,000円で、その主なものは、地方交付税32億1,302万3,000円、地方債 8 億3,590万円、町税15億7,072万6,000円、国庫支出金34億7,057万2,000円などとなっています。

12ページをお開きください。

令和2年度決算における自主財源比率は24.2%で、前年度に比べ5.7ポイント減少しています。これは、特別定額給付金給付事業や災害復旧事業の増加により、依存財源である国庫支出金が大幅に増加したことなどが要因であります。

また、一般財源比率も55.4%で、前年度に比べ11.9ポイント減少しました。これは普通交付税の増額により、一般財源総額が増額しましたが、災害復旧事業の増加により、地方債、国庫支出金などの特定財源がさらに大きく増加したことが要因となっています。

意見書では、各種資料を掲載しています。

ページが前後しますが、3ページをお開きください。

3ページには各会計の決算総括表、5ページには主要財政指標、過去3年間の推移及び地方債、6ページには決算概要、過去5年間の推移、7ページには財政収支状況、8ページには繰越明許費、9ページには債務負担行為及び地方債、10ページには歳入、13ページから21ページまでは款別収入状況、21ページには収入総額に対する町債の割合をそれぞれ掲載していますので、御確認をお願いいたします。

次に、21ページの下段を御覧ください。

冒頭に述べましたように、一般会計の歳出総額は113億416万6,000円です。

22ページをお開きください。

修正があります。大変申し訳ありませんが、記述の修正をお願いいたします。

まず、表の表題についてですが、一般会計・性質別歳出決算の状況となっていますが、これ、「性質別」を「目的別」に、同様に、表の左端の斜め線のところですが、線上の項目についても、「性質別」を「目的別」に訂正をお願いいたします。また、表の下段、枠外に、歳出総額は113億416万6,000円で、前年度に比べ229万4,000円（25.5%）の増額となったと記述していますが、増額の部分を訂正をお願いいたします。歳出総額113億416万6,000円をそのまま、前年度に比べの後、金額229万4,000円を22億9,379万6,000円、「2,293,796千円」に訂正をお願いいたします。お手数をかけて大変申し訳ありません。訂正しておわびいたします。

まず、表の一番上、一般会計・性質別歳出決算の状況を「目的別」に変えてください。それから、左の年度、性質別と書いていますが、表の、ここを「目的別」に変えていただいて、歳出総額は11,304,166千円と書いているのは、これはそのまま、前年度に比べの後、ここを22億9,379万6,000

円、「2,293,796千円」に訂正をお願いいたします。1,000円単位を、もう一回1,000円単位にしてしまいまして、申し訳ありません。

では、おわびいたして、次に進めさせていただきます。

23ページには不用額の状況、また、23ページ中段から28ページまでには款別歳出状況を、それぞれ掲載していますので、御確認をお願いいたします。

再度ページが前後しますが、5ページをお開きください。

表、主要財政指標、過去3年間の推移にあります令和2年度の経常収支比率は93.7%となっており、令和元年度より1.6ポイント下回っておりますが、財政の硬直化は、依然として改善されていない状況です。引き続き経常経費の抑制に留意願います。

では、続きまして、次に特別会計について報告を行います。

29ページをお開きください。

(1) 住宅新築資金等貸付事業についてです。

これは償還金の収納会計事業です。

収入済額は18万5,000円です。

未償還額回収には、分割納入などの措置も取られており、引き続き対策を講じ、なお一層の努力を要望します。

次に、30ページ、(2) 簡易水道についてです。

収入済額は4,866万9,000円で、前年度と比較して1,717万1,000円の減となっています。

主な内訳は、一般会計からの繰入金金が4,529万1,000円で、1,359万7,000円の減となっています。支出済額は4,866万9,000円で、前年度と比較して1,717万1,000円の減となっています。

次に、31ページをお開きください。

(3) 国民健康保険事業についてです。

歳入総額は23億657万1,000円、歳出総額は22億8,321万4,000円で、その主たる内訳につきましては、32ページから33ページにそれぞれ歳入決算状況、歳出決算状況を掲載していますので、御確認ください。

実質収支の状況は、本年度単年度収支額は2,335万7,000円の黒字です。

令和2年度において3,406万7,000円の積立てを行い、決算年度末現在の基金額は1億6,853万9,000円となっています。

国民健康保険の運営は、歳入の確保と歳出の削減が課題となっており、歳入については保険税収納率の向上、歳出については医療費適正化に向けた保健事業の充実と特定健診の受診率向上に期待し、運営協議会に諮りながら適切に行っていただきたいです。

平成30年度からの広域化に伴う財政運営と国の財政支援の動向を注視して、今後とも国保事業の財政健全化に向けた取組に引き続き努力をお願いいたします。

34ページには、実質収支の推移及び被保険者1人当たり・1世帯当たりの保険税負担額の推移、35

ページには目的別収支状況、36ページには令和2年度国民健康保険税決算調書をそれぞれ掲載していますので、御確認をお願いいたします。

次に、37ページをお開きください。

介護保険事業についてです。

介護保険の歳入総額は21億4,001万7,000円、歳出総額は21億260万3,000円で、その主たる内訳につきましては、38ページに歳入及び歳出決算状況を掲載していますので、御確認ください。

39ページには基本負担割合、40ページには令和2年度介護保険料決算調書を掲載していますので、御確認ください。

今後は、地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業などを充実させ、地域の支え合いにより高齢者が安心して生活できる地域づくりに取り組んでいくことが求められます。また、利用者が適切なサービスを受けるために、介護給付適正化の事業に積極的に取り組むことが望まれます。

このため、保健、福祉、医療の関係機関と十分な連携を図りながら、円滑な介護保険の運営ができるよう、一層の努力をお願いします。

次に、41ページをお開きください。

(5) 後期高齢者医療事業についてです。

後期高齢者医療事業は、保険者（事業実施主体）である大分県後期高齢者医療広域連合が療養の給付などを行い、市町村は各種給付申請などの受付と保険料の徴収を行っています。

歳入総額は2億990万2,000円、歳出総額は2億853万4,000円で、その主たる内訳につきましては、41ページに歳入及び歳出決算状況を掲載していますので、御確認ください。

また、42ページに、被保険者・各種申請受付者の状況、後期高齢者医療保険料決算調書を掲載していますので、御確認ください。

次に、43ページをお開きください。

令和2年度玖珠町財政健全化審査意見書についてです。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の制定に伴い、審査の結果を報告いたします。

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施しました。

審査の結果、審査に付された43ページ表中の健全化判断比率及びその算定となります事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、①実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の14.93%を下回っており、良好であります。

②連結実質赤字比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の19.93%を下回っており、良好であります。

③実質公債費比率は2.9%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、良好であります。

④将来負担比率はマイナスとなっており、早期健全化基準の350.0%を下回っており、良好であり

ます。

健全化判断比率については以上です。

次に、44ページをお開きください。

令和2年度玖珠町簡易水道特別会計経営健全化審査意見書についてです。

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

審査の結果、審査に付された44ページ表中の資金不足比率及びその算定となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていました。

個別に申し添えますと、資金不足比率については、資金に不足分がないことから、健全性は十分確保されている状況であります。また、是正改善を要する指摘すべき事項は特にありません。

次に、45ページには基金の状況を記載していますので、御確認ください。

最後に、46ページから54ページにまとめを記述しています。読み上げます。

まとめ

令和2年度一般会計決算書並びに令和2年度各特別会計決算書及び、財産に関する調書、財産管理並びに各基金の運営状況の審査につきましては、各会計の決算、基金とも計数に誤りなく、非違点も見受けられず、よく整理されており、会計整理は正確であると認めました。

さらに、財政も黒字決算をもって翌年度に引き継げたことは、財政収支の均衡保持に努力された結果であります。

一般会計において、歳入は23億7,699万1,000円の増（前年対比24.8%の増）になっています。地方特例交付金や繰入金等の減があるものの、地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、繰越金、町債がそれ以上に増額となったことが主な要因であります。

歳出は22億9,379万6,000円の増（前年対比25.5%の増）になっています。特別定額給付金給付事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業、防災行政無線デジタル化事業などの増加が主な要因であります。

特別会計においては、3会計で実質収支は黒字、2会計で歳入歳出同額となっています。一般会計からの繰入総額は5億9,347万7,000円で前年度比1.9%の増となっています。

今後もさらに効率的・効果的な事務事業の執行に努め、各特別会計の主要な財源である保険料や使用料、負担金などの収入率の向上を図り、一般会計からの繰入れが抑制されるよう努めてください。

令和2年度決算では、財政の健全化の観点からは、まず、実質収支額が黒字であるということが必須の要件となります。実質収支は黒字ですが、実質収支から前年度からの実質収支を控除した単年度収支は2,101万8,000円となっており、財政調整基金などの取崩し及び積立てを考慮した実質単年度収支は3億82万8,000円の減となっています。

実質収支比率は10.8%で前年度より0.1ポイント増です。財政力指数については0.366と前年度より0.005ポイント増加となっています。一層の経費節減と自主財源の確保に努め、基幹産業である農林

業の振興や商工業の振興、企業誘致対策による雇用の創出等により、住民所得の向上を目指し、結果として財政健全化につながるよう期待します。

公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する割合である実質公債費比率は、2.9%で前年度比0.1%の増であります。また、令和2年度の町債発行額は8億3,590万円で、前年度比1億2,690万円の増（前年対比17.9%の増）となっています。地方債の借入れについては、臨時財政対策債や過疎対策事業債など、返済に当たって交付税措置のある優良債を中心に借入れを行っているものの、町債の償還が将来の町の財政を圧迫することのないよう、適切な町債の発行と残高の縮減に努められるよう要望します。

財政構造の弾力性を判断する指標である経常収支比率は93.7%（前年度95.3%）と、前年よりも1.6ポイント減少しています。歳出である人件費や公債費、繰出金等の分子は増加したものの、歳入である地方税、森林環境譲与税、地方消費税交付金、普通交付税等の分母が大幅に増加したことが要因です。依然、財政が硬直化しており、経常経費削減に向けた取組など弾力性の確保に努めることが必要です。

歳入は、自主財源24.2%（前年度比5.7%の減）、依存財源75.8%（前年度比5.7%の増）、歳出は、義務的経費33.4%（前年度比6.6%の減）、投資的経費17.7%（前年度比0.3%の減）、その他経費48.9%（前年度比6.9%の増）となっています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）の制定に伴う健全化判断比率等についての審査結果は、令和2年度において、いずれの項目も早期健全化基準を下回っています。

町税全体の収入額については15億7,072万6,000円で、令和元年度と比べると1,140万9,000円、0.7%の増となっています。全体の徴収率は96.30%で、前年度に比べ0.61ポイント上昇しています。

現年度の調定額については、住民税、固定資産税、軽自動車税が増加したことにより1,197万1,000円、0.8%増の15億7,424万8,000円となっています。

一方、次年度への滞納繰越調定額については、積極的な滞納整理（差押え・搜索・公売・欠損等）の実施により303万7,000円、5.3%縮減されています。

滞納整理の差押え件数は、令和2年度は391件であり、債権をはじめ動産・不動産の差押えやインターネット公売などの取組が見受けられます。

また近年は、大分県及び九重町、日田市、由布市と連携を図りながら、合同公売会や搜索などに取り組んでおり、徴収対策については、こうした取組によって年々徴収率が向上し、滞納繰越額も減少しています。滞納の未然防止と迅速・的確な処理を実践している関係者各位の努力がうかがえます。

令和2年度の不納欠損額については656万円で、令和元年度と比べると659万7,000円、50.1%の増額となっています。不納欠損は、債権管理を確実に行った上で法に基づき行われるものであり、未収債権の管理を確実にを行うとともに、明確な根拠の基に適切な処理を行い、安易な不納欠損とならないように努めることが必要です。

財政運営の基盤となる歳入において、根幹となる町税の課税客体の把握や徴収率の向上に向けたさ

らなる努力に期待するとともに、引き続き早期の収納に特段の取組を望みます。

今後も厳しい財政状況が続くと予想される中、限られた財源をいかにして有効に活用するかが重要
です。

町税収入については、長引くコロナ禍の影響も含め、このままでは増収が見込めないなどの状況の
中で、移住・定住事業、優良企業の誘致等、生産年齢人口の増加対策の充実、ふるさと納税の返礼品
の魅力化等を図らなければ、今後、税収入の減少を食い止めることは難しいと思われま

す。また、超高齢社会や貧困問題等による社会保障経費の増大により、財政に与える長期的な影響が懸
念されます。これに加えて、経済産業力の強化対策、子育て環境の向上や防災・減災対策、老朽化が
進むインフラを含む公共施設の適切な維持・更新など、直面する行政課題への対応も重要であること
から、これまで以上に施策の取捨選択が必要不可欠となってきます。

持続可能な行財政運営に向け、次世代への負担軽減に向けた地方債の抑制、新たな歳入の確保、効
率的・効果的な行政運営のため事務事業の検証・見直しなどに積極的に取り組み、財政計画に基づい
た町債管理と的確な財政見通しの下、町政を推進してください。

なお、以上のことは、財政縮減化一辺倒に偏ることなく、町民に必要とされる住民サービスの水準
を維持し、主要施策をはじめ住民生活の安心・安全を第一とした、今やるべき事業、真に町民が望ん
でいる事業には、着実に取り組んでいくことが大前提であります。

さらに、これらのことをやり遂げるためには、職員の意識と行動力が大事であり、今後も、最小の
経費で最大の効果を発揮できるよう、引き続き職員一人一人が自己の能力をフル活動し、日々努めて
ください。

次の諸点に留意して取り組むことを要望します。

1、総合計画によるまちづくりの推進について。

総合計画は、町政の最上位計画に位置づけられており、本町の将来像や基本的な行政の取組を定め
た長期計画で、住民と行政が互いに協力し、工夫しながら進めるまちづくりの指針となるものです。

令和2年度は、第5次総合計画の計画期間10年間の最終年度で、その基本理念によりまちづくりに
取り組んできましたが、人口減少、少子・高齢化の進行をはじめ、住民の暮らしを支える地域社会や
住民の意識の変化、町内外を取り巻く社会的、経済的な影響を踏まえ、これからの時代にふさわしい
まちづくりが求められています。

また、地方の自主性、自立性を強化し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の魅力を
高める地方創生のまちづくりを住民と行政が協力して、さらに進めていく必要があります。

令和3年度から、新たなまちづくりの指針となる第6次総合計画がスタートしましたが、新たな基
本構想により、住民と行政が互いに協力し合いながらまちづくりを推進してください。

2、事務処理の適正化について。

おおむね適正な事務処理が行われていることが確認されましたが、一部において改善すべき点も見
受けられます。これらの改善すべき点は、これまでも決算審査、定期監査及び随時監査時において指

摘したのも多数あり、これは、職員の財務管理に対する意識の不足や、所属部署の内部統制機能が不十分であることに起因するのではないかと云々を言わざるを得ません。

日常業務の処理に当たっては、町民の貴重な税金を運用しているという責任を十分に自覚し、その業務に係る法令や条例、諸規定等を遵守することはもとより、一つ一つの業務遂行に細心の注意を払い、町民の負託に応えられるようさらに鋭意努力してください。

また、組織としてもその時代に即した町政運営を進めるためには、今後は事務処理の方法や内部統制を早急に整備し、確実に検証しながらさらなる改革や改善を継続的に行ってください。

3、危機管理体制の確立について。

近年の自然災害の発生状況を見ると、いつ起こるか分からない想定外の状況を想定することが必要となっています。災害発生時に、町政運営を停滞させることなく対処するためにも、危機管理体制の確立は最重要課題です。

また、危機管理に関する計画等が実行性の高いものとなるよう、常に計画内容の見直しを行うことはもちろんのこと、併せて町内各地区での取組を促進してください。

災害時に町民の生命・財産を守るためには、万全の職員体制の整備はもとより、日頃からの避難情報の理解や訓練、ハザードマップの周知等を行うとともに、災害ごみ収集運搬などの対応についても十分な検討が必要です。

また、行政としての取組とともに、防災・災害対策には、地域住民の防災意識の高揚と、地域住民が協力して取り組む共助の精神も不可欠です。地域住民の取組を促すためには、一番身近である自治区の役割が非常に重要であり、いざというときに隣近所で支え合い、助け合うことのできる人間関係の構築が大切であり、隣近所の交流が薄れてきている中で、人間関係の構築をいかに図るかが課題です。

そのため、自治区での取組が推進されるよう、町（行政）のリーダーシップを期待します。

4、行財政改革プランの推進について。

令和元年10月に策定された玖珠町行財政改革プランにより改革の具体的な取組を行っています。しかしながら、行財政改革の実施計画を推進するための推進スケジュールと取組状況が計画書どおりに進んでいない項目が多く見受けられるので、スケジュール管理をいま一度確認してください。

また、事務事業改善などの行政面の改革には取組が見られますが、経費削減などの財政面の改革に関しては、具体的取組が分かりにくい状況と言えます。

さらに、行革担当部署と庁内各担当関係部署との十分な議論が不足しているように見受けられるので、各部署内での十分な議論を促しながら、職場起点の取組の取りまとめ、調整、進行管理等を行ってください。

以上の点を踏まえ、次の項目に留意し継続的な改善と行財政運営に取り組んでいただくことを要望します。

1、「内部統制」体制の整備について。

人的資源管理は、経営資源を構成する各要素の中でも自治体経営を考える上で、最も根源的な重要性を有します。

近年、多様化する町民ニーズへの対応や職員一人一人の業務量、業務負担の増加によって、不適正な事務処理のリスクが拡大することが懸念され、複雑化する業務に内在する様々なリスク（紛失・失念・事務遅延・支給誤り・情報漏えい等）に的確に対応できる「内部統制」体制の整備・運用が求められています。

人口減少などの社会情勢や行政ニーズへの対応、個々の職員のモチベーションとキャリア形成に資する効果的な人材育成・研修体制の確保とともに、働き方改革による長時間勤務の縮減・是正等、各種の業務リスクなどを的確に把握し、引き続き適正な定員管理と内部統制体制（業務リスク）を見据えた組織編成を協議・検討していただくことを望みます。

一方で、職員のメンタルヘルスへの対応も重要となります。職員が心身ともに健康であり、各々の能力が最大限に発揮できる状態で業務に従事することが、さらなる町民サービスの向上につながります。

各種相談・調査の分析結果による課題把握と活用等、引き続きメンタル不調を未然に防止する職場環境の改善に努めてください。

2、町税の収納率の向上について。

令和2年度末の一般会計において、町の歳入の根幹をなす町税の未収入額は、現年度分で1,697万円であり、昨年度に比べ167万円（10.9%）増加しています。

これは、長引くコロナ禍の影響もあり、令和3年度以降もこの影響で税収は落ち込むことが予想され、さらに厳しい財政状況の中で自主財源を確保するためには、収納率の向上や未収入額の解消は極めて重要であると考えます。

未収金対策は、町民負担の公平性及び自主財源の確保のため、大きな課題であることから、回収に当たっては、滞納の実態に即したきめ細かい収納対策が必要となります。関係法令に基づいた収納体制の強化と歳入項目を所管する庁内各部署との情報共有など、連携をますます強化し、引き続き収納率向上への積極的な取組に努力してください。

滞納債権については、法的に定められていることではありますが、内容をしっかりと見極める中で有効な時効中断手続を講ずることにより、安易に時効の成立を招くことがないように職員の意識向上を図ることが最も大切です。

また、長引くコロナ禍により町内経済に与える影響は大きく、個人はもとより事業者においても大幅な減収が懸念されるため、町税の徴収については、現年課税分の優先徴収に加えて、債務者の滞納状況、財産調査、家庭状況、行政サービスの受益の状況など、役場内各部署における情報交換、情報共有及び連携をさらに強化し、町として総合的・効率的・一元的に管理回収できる体制を構築し、新たな滞納の発生抑制に努めてください。

3、補助金、負担金及び交付金について。

補助金などの交付に当たっては、常に事業の流れが分かるように、関係書類の整理を行い、いかなる場面においても確認できるようにしておくことが重要です。

補助金の交付は、対象者に対して公平で価値のあるものでなければなりません。支出については、その目的に沿って適正に利用されているものであるか、補助金を交付することによって町民に十分な成果を還元できているのかを常に検証し、十分な成果を得られていない場合は、制度の廃止や補助金の減額、また、補助金交付後に補助要件を満たさなくなった場合には、補助金の返還を義務づけることも必要だと考えます。これは、交付金にも共通して言えることです。

また、各種財政援助団体での活動や会計処理についても、活動が計画に沿って履行されているか否か、しかるべき決裁区分の中で適正な処理がされているか否かなど、実績報告書や年間の活動内容等を十分に精査した中で、町政運営に効果が期待できるような活動への助言・指導を行ってください。

4、随意契約について。

工事、業務委託ともに随意契約が多い状況です。事務執行上、やむを得ない場合もあるかとは思われますが、随意契約は、事業実施の迅速性が確保できる反面、経済性確保という観点からは、競争入札に比べて必ずしも有利とは言えません。ごく一部ですが、複数の業務を分割して数社に委託している事業も見受けられます。価格を抑えるためにも、また、職員の業務負担軽減の観点からも、集約して一つの業務委託として行える業務は見直しを行うよう努めてください。

なお、やむを得ず随意契約での事業執行の場合であっても、1社が独占的な企業とならないようにするため、複数の事業者から見積りを徴する等、競争原理を働かせ、透明性と公平性の確保に努め、安易に業者を決定することがないように、計画的で適切な契約手続を執行するようにしてください。

このことは、住民などへの説明責任及び住民からの監査請求等にも大きく関わってくる事項なので特に留意願います。

また、価格の妥当性についても、必ず検証しておく必要があります。

5、委託契約について。

令和2年度上半期までの委託事業については、昨年実施した定期監査時に検証していただいているところですが、以降、下半期の事業については、評価結果を十分に反映するとともに、必要な人員・単価・時間・社会一般に妥当な価格か否か、さらに、町が当事者であるという認識をしっかりと持ち、事業執行を行ってください。

事業内容を精査する中で、町民や地区の住民が主体的に運営している事業については、地域の自主性を尊重する補助事業に転換するほうが効果を得られ、経済的にも安価に運営できるのではないかと考えられるため、少ない予算で大きな成果が得られるよう既存の事業であっても現状でよしとせず、常に検証を行ってください。

また、事業の執行に当たっては、安易に委託事業とすることなく、委託とすることが妥当か否かを慎重に検討してください。

なお、決裁権者及び予算執行担当者は、年間の活動内容や実績報告書等により、委託内容が十分に

達成されているか徹底的に検証し、次年度の事業実施に成果が上がるように努めてください。

さらに、全国的な問題ではありますが、主に電算委託業務関係等のベンダーロックイン（情報システムが独自の仕様となった結果、導入したIT企業以外が改修やメンテナンスを行えず、他社の参入が難しくなる状況のこと）について、調査、検討などを始めてください。

6、指定管理者制度の検証について。

指定管理者制度は、行政改革の一環として導入されている制度であり、施設運営面のサービス向上により、利用者の利便性の向上が図られることが目的です。

そのため、町は指定管理者と運営に関する協定を結び、その協定に基づいた施設運営が行われるように、指定管理者を監督・指導する責務があります。

指定管理者に対して必要な報告書類等を定期的に提出するよう求め、指定管理者の企業体制、総合力のチェック、財務状況の把握を常に行い、目的が十分に達成されているか否かを検証し、完全民営化が望める施設においては対応をし、次年度の事業実施に成果が上がるように努めてください。

7、公共施設等個別管理計画について。

町有財産については、公共施設等個別管理計画により、年次的な取組を進め、遊休地・遊休施設などの有効活用、売買、除却などを含め、具体的な検討が進むよう望むとともに、併せて施設の統廃合などを進め、住民サービスを低下させずに、延べ床面積の削減による維持管理費の削減にも取り組んでください。

特に、統合に伴う中学校跡については、一部で有効活用や売却が行われていますが、地域における影響を加味し、住民説明等を行いながら、年々進む建物の老朽化に対応するため、早期の取組が必要と考えます。

また、各種建物・施設等の管理、火災盗難等の防止措置、その他環境衛生等には十分配慮し、適正な運営管理を行ってください。

さらに、各旧中学校内にある備品などについては整理及び分別等を行い、活用できるものについては、公売などを実施して財源とし、その他については、各種団体や自治区住民の要望等を聞きながら有効活用してください。

以上です。

続きまして、令和2年度水道事業会計決算審査意見書の報告を行います。

別冊の玖珠町水道事業会計決算及び経営健全化審査意見書について、水道事業会計の決算審査報告を行います。

お配りしています令和2年度玖珠町水道事業会計決算及び経営健全化審査意見書の1ページをお開きください。

1ページには、審査の対象、期日、場所、方法、結果を記載しています。

決算審査に当たっては、町長から送付された決算書及び附属書類が地方公営企業法及びその他関係法規に基づいて作成され、事業の経営成績、財政状態を適正に表示しているか否かを検討するため、

会計諸帳簿、証拠書類の照合など、必要と認める審査手続を実施しました。

そのほか、事業の経営内容を把握するため、計数の分析を行い、地方公営企業法第3条、経済性の発揮及び公共の福祉の増進の趣旨に沿って運営されているかを主眼として検討し、監査を実施しました。

審査の結果についてですが、審査に付された決算報告書及び財務諸表は、関係法令に準拠して作成され、その計数は正確であり、会計諸帳簿との照合結果も符合しました。

なお、決算内容、審査意見については、次のとおりです。

(2) 予算執行の状況については、3ページから4ページに詳細を、14ページに別表(1) 予算決算対照比較表を掲載していますので、御参照ください。

3ページをお開きください。

中段1、収益的収入についてですが、水道事業収益では、予算額2億3,024万円に対し決算額は2億1,896万1,962円で、執行率95.1%、予算額に対し1,127万8,038円の減であります。その内容は、営業収益で予算額1億9,648万2,000円に対し、決算額1億8,741万8,154円で、執行率95.4%となり、予算額に対し906万3,846円の減であります。

営業外収益については、予算額3,374万8,000円に対して決算額3,153万6,548円、執行率93.4%となり、その内訳は、預金利息1万5,931円、長期前受金戻入3,150万8,977円、その他雑収益1万1,640円となっています。

4ページをお開きください。

2、収益的支出です。

水道事業費用については、予算額1億7,472万9,000円に対し決算額1億5,643万2,659円で、執行率89.5%、予算額に対し1,829万6,341円の不用となっています。

営業費用については、予算額1億5,250万4,000円に対し決算額1億3,842万1,735円で、執行率90.8%となっています。その内訳は、原水及び浄水費2,404万2,676円、配水及び給水費1,389万5,316円、受託工事費234万1,818円、総係費3,103万3,892円、減価償却費6,710万8,033円となっています。

営業外費用については、予算額1,948万円に対し決算額1,798万3,589円で、執行率92.3%、その内訳は、企業債利息847万8,489円、消費税950万5,100円となっています。特別損失では、予算額16万5,000円に対し決算額2万7,335円で、執行率16.6%となっています。

イ、資本的収入及び支出の執行状況については、4ページ表の資本的収支に記載しているとおりです。

資本的収入については、予算額154万円に対し決算額265万6,546円となっています。資本的支出については、予算額1億317万1,000円に対し決算額8,931万7,925円で、執行率86.6%となっています。その内訳は、建設改良費4,486万4,644円と企業債償還金4,445万3,281円です。

予算で定められた限度額等の執行状況ですが、一時借入金の限度額については1億円と定められていますが、本年度の借入金はありませんでした。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、いずれの経費も予算の範囲内で執行されています。

5ページの(3)経営状況です。

収益収支の状況を、5ページから9ページ上段に詳細を、16ページから17ページに別表(3)損益計算書を記載しています。

ここからは、税抜きの金額となります。

今年度は、総収入額2億194万2,726円、総費用1億4,339万27円で、差引き5,855万2,699円の利益が生じています。

総収益は、前年度と比較して51万4,958円、0.3%の減となっています。

営業収益のうち給水収益に目を向けると、本年度の収益は1億6,690万3,673円で、額にして98万9,658円の増額、率にして0.6%の増加となっています。

以上の営業成績の内訳については6ページから8ページの上段及び前年度比較は18ページから19ページに記載していますので、御参照ください。

9ページをお開きください。

令和2年度の未収金は1,453万9,794円です。

不納欠損は0件、0円であります。

昨年度より、決算より民法による時効期間を採用した帳簿管理に変更したため、これまで5年間不納欠損処理を行っていたものを10年間不良債権として抱えることとなり、不良債権が微増しています。

一般会計の決算と異なり、未収金は流動資産と見なされるため、塩漬け状態にある不良債権を長期に保有するだけでなく増加させてしまうことは、疑義が残る会計処理であります。

なお、未収金及び水道料金の未収明細を8ページの下段に記載しています。

(4)財政状態については、9ページから10ページに詳細を、28ページから29ページに前年度と比較した別表(7)貸借対照表を記載していますので、御参照ください。

11ページ、(5)経営比較分析についてですが、総務省は、平成27年度より経営比較分析の策定を義務づけ、これまで行っていた経営分析(団体内部での経年対比)から、同規模・同種の外部団体との比較分析を行うようになりました。民間企業の経営指標と対比できない公営企業の経営成績を他団体と比較することにより、課題の早期発見や検討等に活用することが可能になるとうたっています。

22ページから27ページまでに、別表(6)経営比較分析表を掲載しています。各数値の分析については、それぞれの個票にコメントしておりますので、御参照ください。

12ページをお開きください。

水道事業会計経営健全化審査意見書についてです。

審査の結果ですが、総合意見として、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていることを認めます。

個別意見ですが、資金不足比率については、資金に不足がないことから、健全性は十分確保されて

いる状況であります。

是正改善を要する事項については、特に是正・指摘すべき事項はありませんが、13ページのまとめに記載している投資についてのコスト削減、採算性、公益性を意識した事業運営を行ってください。

最後に、13ページにまとめを記述しています。読み上げます。

3. まとめ

令和2年度決算の概要について、それぞれの項目で見解などを申し述べましたが、事業の運営について総合的に意見をまとめます。

まず、水道事業の主たる収入である給水収益については、平成29年度に北山田簡易水道事業を統合したことにより一時的に増加へ転じましたが、3年続けての減収となっています。

給水収益の増減については気候などの影響もありますので、この減少が一時的なものか給水人口の減少によるものか注視しながら継続して分析を行うよう求めます。

徴収の状況については、至って好成績であり、高く評価できる状態です。

費用については、全体的に抑制されていますが、今後の給水収益増加が見込まれない現状においては、さらなる費用抑制に対する取組が必要であると判断します。

費用抑制に向けては、従前の業務を踏襲することなく業務改善などの取組により対応を願います。

特に、将来的に負担増が懸念される浄水場の業務委託については、その対応の取組を始めてください。

収益性を示す有収水量1立方メートル当たりの供給単価を給水原価で割り戻すと152.10%（前年比15.3%の増）という高い供給益率（料金回収率）となっています。これは、経常費用の抑制を行いながら、給水収益の確保に努めた成果であります。

水道施設の老朽化による更新や給水区域の拡張に伴う費用投資により、資金調達や資金繰りが厳しくなると予想されます。投資については、コスト削減、採算性、公益性を強く意識してください。

また、玖珠町水道事業経営戦略ほか各種計画を基本としつつ、水道法に沿った事業展開について柔軟に対応することも必要です。

最後に、現在の水道会計の独立採算を堅持し、さらに自立した経営に努力することを求め、本審査のまとめとします。

以上で、令和2年度玖珠町一般会計及び特別会計並びに令和2年度水道事業会計の決算に関する審査結果の報告を終わります。

○議 長（大野元秀君） ありがとうございます。代表監査委員による審査結果の報告を終わります。

日程第1 議案質疑

（議案第71号から議案第82号、議案第84号から議案第93号、報告第9号及び報告第10号）

○議長（大野元秀君） 日程第1、これより議案質疑を行います。

お諮りします。

議案第71号から議案第77号までの7議案は、令和2年度の一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。

決算審査につきましては、決算特別委員会を設置し、付託の上、審査しますので、本日は大別して質疑を受けたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

最初に、議案第71号、令和2年度玖珠町一般会計歳入歳出決算の認定について、別冊となっております。お出しください。

1ページ、令和2年度玖珠町一般会計歳入歳出決算書、歳入から12ページ歳出まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

13ページ、玖珠町一般会計歳入歳出決算事項別明細書、歳入、1款町税から70ページ、23款町債まで、質疑はありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、71ページ、歳出、1款議会費から136ページ、5款労働費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく135ページ、6款農林水産業費から174ページ、9款消防費まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、175ページ、10款教育費から224ページ、14款予備費最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

次に、225ページ、実質収支に関する調べから255ページ、基金貸付け状況まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

全体を通して質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第71号の質疑を終わります。

次に、議案第72号、令和2年度玖珠町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

1ページから8ページまでの歳入歳出及び9ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第72号の質疑を終わります。

次に、議案第73号、令和2年度玖珠町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書10ページから23ページまでの歳入歳出及び24ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第73号の質疑を終わります。

次に、議案第74号、令和2年度玖珠町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書25ページから56ページまでの歳入歳出及び57ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第74号の質疑を終わります。

次に、議案第75号、令和2年度玖珠町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

決算書58ページから107ページまでの歳入歳出及び108ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第75号の質疑を終わります。

次に、議案第76号、令和2年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について質

疑を行います。

決算書109ページから122ページまでの歳入歳出及び123ページの実質収支に関する調べまで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第76号の質疑を終わります。

次に、議案第77号、令和2年度玖珠町水道事業会計歳入歳出決算の認定について質疑を行います。

別冊となっておりますので、お出してください。

決算書1ページ、令和2年度玖珠町水道事業決算報告書から28ページ、企業債明細表まで一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第77号の質疑を終わります。

続いて、議案第78号から議案第82号まで、令和3年度補正予算案件です。

議会運営委員会の協議により、議案第78号から議案第82号までについては、予算常任委員会に付託し、町執行部より詳細な説明を受けた後、議案審議を行う予定となっておりますので、議事運営に御理解をお願いいたします。

それでは、議案第78号、令和3年度玖珠町一般会計補正予算（第5号）について質疑を行います。

別冊となっております。お出してください。

令和3年度玖珠町一般会計補正予算書（第5号）の4ページから10ページ、第1表歳入歳出予算補正について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書11ページ、第2表債務負担行為補正から予算書15ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書について、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書16ページから20ページ、歳入最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

続きまして、予算書21ページから37ページ、歳出最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

最後に、予算書全体を通して、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第78号の質疑を終わります。

次に、議案第79号、令和3年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第79号の質疑を終わります。

次に、議案第80号、令和3年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第80号の質疑を終わります。

次に、議案第81号、令和3年度玖珠町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第81号の質疑を終わります。

次に、議案第82号、令和3年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）について質疑を行います。

別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案集に戻ります。

議案集13ページです。

議案第84号、玖珠町過疎地域持続的発展計画の策定について質疑を行います。

関係資料はタブレット内、別添の計画書です。

質疑ありませんか。

6 番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 議席番号6 番小幡です。

この計画の策定について、根拠となる過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第14条第1項の13号と20号には、地方債の対象として児童館と図書館が記述されていますが、本計画の事業計画に入っていないのは、まだ協議、検討ができていないからなのか。また、図書館と児童館は、過去の一般質問でも必要性は訴えてきていますが、地方債をもってその財源とすることができると法律にも明確に書かれているわけですが、今後の検討次第では財源確保のため計画に入れ込むことも考えられるのか、以上2点を伺います。

○議 長（大野元秀君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） お答えいたします。

過疎対策につきましては、これまで4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施されてまいりました。

本年4月1日に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び同法施行令が施行されました。この法に基づく財政上の特別措置を活用する際、いわゆる過疎債を活用する際は、令和3年度を初年度とする5年間の過疎地域持続的発展市町村計画を策定することとなっております。

今回、玖珠町の令和3年度から令和7年度までの5か年の計画案を策定したところであります。

これまでの事業計画も5年ごとに作成し、その事業につきましては、基本的には総合計画の実施計画に当たります政策事業3か年計画に計上された事業を上げております。

図書館及び児童館につきましては、現時点では整備計画年度などが未定でございます。今後、具体的な整備計画が示され、過疎債を財源として整備を進めていくこととなった場合には、計画の一部変更議案を議会へ上程していきたいと思っております。

以上です。

○議 長（大野元秀君） ほかに質疑はありませんか。

（な し）

○議 長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第84号の質疑を終わります。

次に、議案集14ページです。

議案第85号、辺地（山浦辺地）に係る総合整備計画の一部変更について質疑を行います。

関係資料はタブレット内の参考資料集の4ページです。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第85号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。

議案第86号、玖珠町自転車等の放置の防止に関する条例の制定について、質疑を行います。

関係資料は参考資料集の5ページです。

質疑ありませんか。

3番河島公司君。

○3番（河島公司君） この議案については、町民ですけれども、良好な利用者に弊害のないことを望んでおります。

3点ほど質問します。

1つ目ですけれども、自転車等利用者の責務、第4条の2項に、自己の住所、氏名を明記するよう努めなければならないとありますが、どう指導し、どうチェックするのか伺いたいと思います。

○議長（大野元秀君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） この条例案の根拠としてございます自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律に、防犯登録につきましては、販売店におきましても勧奨するように努めることが規定をされております。

また、この条例案におきましても同様に規定しておりますので、販売店においては、まず、自己の住所、氏名を明記するよう販売店で勧奨する、また、所有者としてもその責務として、住所、氏名を明記に努めるよう、この条例案の中に規定してございます。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） 3番河島公司君、あと2点を一遍に質疑のほどお願いします。

○3番（河島公司君） 分かりました。

次が、盗難で捨てられることが考えられますが、盗難と放置の見分けの確認はできるのかどうか一つです。

それと、次が、目的の中に良好な生活環境の確保、それから通行の円滑化、美観の維持とありますが、町内の環境整備のためなら民間の商業とか娯楽施設のことも考えられますが、それは対象となるのか、以上、2つの点について伺います。

○議長（大野元秀君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 最初の御質問でございすけれども、放置自転車につきまして、保管期間内を想定してございますが、その中におきまして警察等に照会をかけて、これが盗難車であるのか、

または放置をされたものかということは確認ができるというふうに考えております。

それから、一般の商業施設等にこの条例が該当するかということでございますけれども、第1条の目的、それから第2条の定義によりまして、あくまでもこの条例につきましては、公共の場所を対象として制定をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） ほか、質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

この条例は、自転車等の放置の防止等が目的ですが、写真を見ると、駅前の駐輪場みたいな感じがするんです。これに併設してある自動車の駐車場のほうにも1年間ぐらい放置してある車があるんです、もう草も生えているような状態、駅のいわゆる駐車場ですね、あそこにある駐車場で、車等が放置されているんですが、車等の放置に関する条例はあったんですか。ちょっと僕、気がつかないんで、もしなかったら、この自転車だけじゃなくて、二輪車、バイク、それから自動車等も含めたところで考えたほうがいいんじゃないかなというふうな気がしますけれども、どうでしょうか。

○議長（大野元秀君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） この条例案につきましては、定義の中で、自転車及び自転車等というところで、原付までの車両を想定しているものでございまして、自動車につきましては、ちょっとその規定が設けているかということにつきましては、現在、ちょっと手持ちでございませぬので、また確認をして報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

課長さんも御存じだと思いますけれども、本当に長い間、そして、町のほうが駐車場管理ということで、区画線を、白線を引かれますよね。そのときにも、その車があるためにその下は引かれなかった、大変迷惑しているんです。でも、条例等なくて、それも撤去できない。警察に言ってもなかなか撤去できない状態であるので、ここで、もうこの条例つくるのなら、自動車も含めたところで考えられるような条例をつくってもらいたいと思いますが、お考えありませんか。

○議長（大野元秀君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 森駅の放置されている自動車につきましては、弁護士とも相談をしております、告示をして何とか撤去できるような方向を、今、検討してございます。

今回の条例案の中に、ちょっとその自動車等までうたい込むということはなかなか難しいかなと思っておりますけれども、上位の法律、自動車に関する規定について、そこが条例で踏み込めるものかどうかということもちょっと検討をしてみたいと考えております。

○議長（大野元秀君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

どうせ条例をつくるなら、本当に迷惑している車なんです、あの車は。今、弁護士さんと相談してということもあったけれども、弁護士等にも相談しなくても、この条例ができて、可能であれば、この条例に反して駐車されている車があったら、こちらのほうで撤去できるというようなことになると思うんで、ぜひ早急な対応をお願いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） ほか、質疑ありませんか。

12番高田修治君。

○12番（高田修治君） 高田です。

大体条例つくるときに、一番最後に必ず、この条例の施行に必要な事項は規則で示すということが必ず出ると思うんです。条例の中に、規則で定める期間とか、そういう表現が出てきます。付託に多分なるんじゃないかと思imasので、もし規則がそのとき示されれば、よろしく提出方をお願いしたいと思います。

○議長（大野元秀君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 施行規則案も現在、準備をしておりますので、また委員会等でお示しをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大野元秀君） ほか、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第86号の質疑を終わります。

次に、議案集18ページです。

議案第87号、玖珠町個人情報保護条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の6ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第87号の質疑を終わります。

次に、議案集19ページです。

議案第88号、玖珠町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の7ページです。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第88号の質疑を終わります。

次に、議案集20ページです。

議案第89号、玖珠町税特別措置条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の8ページから13ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 質疑なしと認めます。

議案第89号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。

議案第90号、玖珠町使用料条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の14ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 質疑なしと認めます。

議案第90号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。

議案第91号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の15ページから18ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 質疑なしと認めます。

議案第91号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。

議案第92号、町道路線の廃止について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の19ページです。

質疑ありませんか。

(なし)

○議長(大野元秀君) 質疑なしと認めます。

議案第92号の質疑を終わります。

次に、議案集28ページです。

議案第93号、町道路線の認定について質疑を行います。

関係資料は参考資料集の20ページです。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6 番（小幡幸範君） 議席番号6番小幡です。

この議案の提案理由には、地元からの要望によりとありますが、要望書や陳情書は提出をされているのか。また、上程するまでの経過も併せて伺います。

○議長（大野元秀君） 長柄建設水道課長。

○建設水道課長（長柄義正君） おはようございます。建設水道課より報告させていただきます。

この杉河内線については、当時、県道菅原戸畑線の道路改良に伴いまして、玖珠町立杉河内小学校校区間を平成23年4月に町道認定を行っています。当時、県道拡幅工事中で、接続する集落内の道路約400メートルの改良要望が、平成20年2月、町執行部に提出がありました。町道要件の幅員が2.8メートルと極小であり、町道としての認定は困難であると、その当時回答しています。その後、平成24年5月、議会と町執行部へ同様の要望書が提出されました。現況の道路幅員が前提となる町道の認定要件に、道路の幅員が4メートル以上であることがあり、幅員確保が前提となることから、今後、4メートル以上の幅員が確保できた段階で、町道編入の検討を行う旨の回答を行っています。その後、地元有志による県道菅原山浦線からの進入する集落道路の拡幅に取りかかり、要望路線の一部、約8割近くの拡幅を現在行っているところであります。

町道認定の要件の中に、ただし書でありますけれども、地形の状況、その他特別の理由によりやむを得ない場合において一部3メートルとすることができる、地元施工で困難な高低差であることから、一部3メートルあるが、認定要件を満たすことから、今回の認定の議決を求めるものであります。

以上であります。

○議長（大野元秀君） ほかに質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

議案第93号の質疑を終わります。

次に、議案集29ページです。

報告第9号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率の算定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第9号の質疑を終わります。

次に、議案集30ページです。

報告第10号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の算定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（な し）

○議長（大野元秀君） 質疑なしと認めます。

報告第10号の質疑を終わります。

日程第2 決算特別委員会の設置について

○議長（大野元秀君） 日程第2、決算特別委員会の設置について議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から報告がありましたように、議案第71号から議案第77号までの7議案は、令和2年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定についてであります。これを審査するため、12名で構成する決算特別委員会を設置したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、12名で構成する決算特別委員会を設置することに決定しました。

日程第3 決算特別委員会委員の選任について

○議長（大野元秀君） 日程第3、これより決算特別委員会委員の選任を行います。

ここで委員会構成のため暫時休憩いたします。

午前11時39分 休憩

△

午前11時39分 再開

○議長（大野元秀君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員につきましては、玖珠町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっています。

これから、決算特別委員会委員を指名します。

- 1 番 横 山 弘 康 君
- 2 番 衛 藤 和 敏 君
- 3 番 河 島 公 司 君
- 4 番 細 井 良 則 君
- 5 番 松 下 善 法 君
- 6 番 小 幡 幸 範 君
- 7 番 松 本 真由美 君
- 8 番 石 井 龍 文 君

- 9 番 宿 利 忠 明 君
- 1 1 番 秦 時 雄 君
- 1 2 番 高 田 修 治 君
- 1 3 番 藤 本 勝 美 君

以上、12名を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました12名を決算特別委員会委員に選任することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長は、玖珠町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

委員会の方々は正副委員長の選任をお願いします。

ここで暫時休憩します。

午前11時41分 休憩

△

午前11時41分 再開

○議 長（大野元秀君） 再開します。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員長に8番石井龍文君、副委員長に3番河島公司君が選任されました。

日程第4 上程議案の委員会付託

（議案第71号から議案第82号、議案第84号から議案第93号、請願1件）

○議 長（大野元秀君） 日程第4、これより上程議案及び請願の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第71号から議案第82号及び議案第84号から議案第93号の22議案は、会議規則第39条の規定により、タブレット内の付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び特別委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第82号及び議案第84号から議案第93号の22議案については、付託表のとおり、それぞれの常任委員会及び特別委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

次に、請願1件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、請願1件につきましては、付託表のとおり、所管の常任委員会に審査の付託を行うことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

明日8日から9日までの2日間は一般質問としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（大野元秀君） 異議なしと認めます。

よって、明日8日から9日までの2日間は一般質問とすることに決定しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前11時44分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年9月7日

玖珠町議会議長 大野元秀

署名議員 細井良則

署名議員 河野博文